

「検定試験の評価ガイドライン(試案)」について【概要】

(平成20年10月「検定試験の評価の在り方に関する有識者会議」)

検定試験:社会一般で通称的に使用されている「検定」や「資格」、「認定試験」などの用語を含め、広く学習者の学習成果を測定する、いわば物差しとしての役割を果たす包括的なもの。

1. 検討の背景

○改正教育基本法 (H18.12):

「学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」旨の規定

○中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」(H20.2):

学習成果の評価の社会的通用性を向上させる取組の第一歩として、各個人の学習成果を評価する検定試験について、

- ・民間事業者等による第三者評価機関が検定試験について客観性や質を確保するという仕組みを構築。(行政改革の経緯等から国の関与は困難(文部科学省認定技能審査の廃止(H18.3))
- ・国がその客観性や公平性を担保するため、評価を行う際の参考となるガイドラインを作成するなど、民間事業者等の主体的な取組を支援。

2. 現状や課題

現状

- 全国に数千程度の検定試験あり。
- 実施主体や目的、内容、規模等は非常に多様。
- 公益法人やNPO等、民間主体が多い。
- 参入障壁は比較的低いが、早期撤退も少なくない。
- 様々な分野で活用。受検者層も多様化。
- 年間志願者は、数百人から数千人程度が多いものと推測。

課題

- 組織や財務など、実施主体が不明確。
- 目的や内容が不明確。目的や内容と試験が体系的でなく、学習成果を試すような出題になっていない。
- 受検者の本人確認なし、継続して実施していない、都市部のみで実施、関連情報(受検者数、合格率等)が非公開。
- 目的等が利用者(企業・学校等)に伝わっていない。

3. 検定試験の意義や評価の必要性

意義

- 中・高校生や大学・専門学校生等
→ 学習の動機付け、学習の到達目標、進学・就職に際しての要件 等
- 社会人
→ 昇進・転職等に際しての要件、スキルアップのための学習成果の測定 等
- 子どもから高齢者に至る国民一般
→ 趣味・教養的な観点から、多種多様な学習の成果を測る指標

必要性

- 学業・職業生活での何らかの付加価値を期待するなど、学習成果の評価に対する国民の意識の高まり。
- 社会人や高齢者の学習意欲の喚起。
- 企業等での人材育成や民間教育サービスの質の向上。
→ 消費者保護に加え、国民一般の学習意欲の向上や学習成果の社会での活用促進、社会全体の利益の増進

4. 検定試験の評価手法

①評価の「主体」

- 検定試験は、実施するのに必要な制約もほとんどなく自由度が高い。
- 内容や規模等の面でも非常に多様性に富んだもの。
- 自己評価の取組を促進し、外部評価（第三者評価等）の環境整備。

②評価の「対象」

- 公的試験：国家試験など、法令に基づき、国・地方公共団体等が実施。
- 民間試験：民間の団体・組織が独自基準にて実施。
- 当面、民間試験のうち、効果が全国に及ぶ実績のある試験での取組を促進。

③評価の「性格」

- 自己評価：自ら事業を点検・評価し組織的・継続的に事業改善等。
- 外部評価：事業者の自律的な質向上や改善を促し業界全体の質向上。
- 各事業者はPDCAサイクルに基づき、組織的・継続的に事業改善。

※当面は、以下の項目や内容等をチェックシートとして、評価の取組が進展することを期待。

④評価の「項目」や「内容」 (試案)

【情報公開】評価の前提として、事業の透明性確保の観点から、必要な情報がわかりやすく示され、当該情報に誰もが容易にアクセスできることが重要。

1. 検定試験の実施主体

- (検定試験の継続的・安定的な実施に不可欠な組織や財務基盤)
- (1) 組織(組織形態、事務処理体制等)
 - (2) 財務(財産状況、収支・貸借等)
 - (3) その他(情報公開、事業実績等)

2. 検定試験の内容

- (検定試験の目的や内容、手段の明確化と整合性(体系性))
- (1) 目的(検定試験のコンセプト)
 - (2) 内容(測定する知識や技術)
 - (3) 手段(具体的な測定手段)

3. 検定試験の実施手続き

- (適切・公正で透明性の高い実施体制と実施状況、事後フォロー等)
- (1) 事前準備(規則・受検者募集等)
 - (2) 試験実施(受検料、実施場所等)
 - (3) 事後対応(情報公開等)

4. 検定結果の活用促進

- (検定結果(学習成果)の活用促進に係る取組状況)
- 関連情報(受検者の意見や活躍状況等)の収集や公開、学校・企業等への検定試験のPR等

5. 継続的な学習の支援

- (検定受検後の継続的な学習支援に係る取組状況)
- 効果的な学習情報(内容等)の提供、検定試験に関連する学習機会に係る情報の収集・公開等

評価に当たっての留意点

- 評価結果の取扱いは多角的な検討が必要
- 中・高校生が受検対象であること(青少年保護の観点)に留意
- 未成熟な検定試験を啓発・育成していく視点
- 費用対効果の観点にも留意した柔軟な評価
- 受検者と利用者(学校・企業等)との理解共有
- 学習成果(検定試験で測定された知識や技術)の活用促進

5. 今後の取組

検定試験は、全国に数千程度の非常に多様なものがあり、評価の取組も初歩的な段階にあることを踏まえ、

- 試行検証**：「ガイドライン(試案)」に例示した評価項目等について、各種検定試験の実態把握や試行的な評価等を通じて検証。その結果を踏まえ、更なる検討を行い、実績を積み重ねる中で評価手法を改善充実。
- 普及啓発**：「ガイドライン(試案)」を全国的に周知し、各地域における検定試験の質向上に向けた取組を促進。